

坂井 康宣

『体罰禁止の指導』

※ 私たち公務員は、全体の奉仕者として法律に従って、服務に厳正でなければなりません。最近は特に教職員へ向けられる目は厳しく、批判の声も数多くあります。

都教委からはその都度「通知」「通達」の形で指示が届いています。そのような中で、ここ数年教職員の事故は絶えず、処分も重くなってきています。

平成6年度は70件の処分があり、平成7年度も85件の処分がでています。その内訳は、・体罰＝25件 ・交通事故＝17件 ・破廉恥行為（猥褻）＝2件 ・兼職兼業＝2件 ・その他＝39件 ・処分未了＝21件の順になっています。その内、校長の監督責任を問われた服務事故は45件もあります。

いずれも信用失墜行為として学校不信、教師不信のもととなる行為であり、児童・生徒指導にも悪影響を及ぼすだけでなく、信用回復には、莫大なエネルギーと時間を要し、学校経営にも支障をきたします。

つい先日も、近隣市の中学校部活動での体罰事故が報道されました。更に、二年前の体罰訴訟で、東京地裁が大変厳しい判決を下したことは記憶に新しいところです。

《判決の中の厳しい指摘》

- ◎ 体罰は、わが国の将来を担うべき生徒・児童に対し、暴力によって問題解決を図ろうとする気質を植え付けることになる。
- ◎ 生徒の優位に立つ教師の暴力は、教育の場に値しない。

※ 判決後、裁判長が語った「学校教育の場から体罰をなくして欲しい。」との胸の内を、教職にある私たちはしっかりと受け止め、信頼の回復と共に、体罰のない学校教育の創造に全力で取り組まねばなりません。そのためには、体罰根絶を学校経営の重要課題として、教職員への指導・指示を徹底する事が大切です。一般に教員の「信用」は、一般行政職員や現業職員に比べて厳しく判断される傾向が強く、特に、教職員の管理・監督の地位にある校長、補佐職としての教頭には、一般教職員以上の行為規範が求められていることを肝に銘じ、学校経営に努めましょう。

◆体罰による事故◆

※ 体罰を行うことのない学級経営や教科経営、生徒指導を進めることが根本原則であり、体罰を行うことにより教育活動を進める行為そのものが、教師としての資質、指導力不足を露呈することになることを、機会ある度に徹底させる事が大事です。

1. わが国の学校教育では、体罰は法律で禁止されている。

明治二年の教育令以来一貫して教師による児童・生徒に対する体罰を禁止する規定を置いてきた。

★ 戦後は、学校教育法 第十一条において体罰禁止を定めている。

2. 体罰とは、児童・生徒に対する身体的な侵害を内容とする懲戒や肉体的苦痛を与える懲戒をいう。

《体罰の意味と範囲》

体罰の典型例は、児童・生徒に対する教師の有形力の行使である。

◎旧法務庁見解「児童懲戒の限界について」昭和23. 12. 22法務庁長官回答
体罰とは、身体に対する侵害を内容とする懲戒・・・殴る，蹴るの類肉体的苦痛を与えるような懲戒・・・・端座，直立等

※ 体罰の意義が広く解されているので留意を要するところです。

※ 体罰に当たるかどうかは、児童・生徒の年齢，健康，場所及び時間等，様々な条件を考慮し，肉体的苦痛の有無を判定しなければなりません。しかし，司法判断からも読みとれるように，傷害が伴わなくとも，有形力の行使が基で精神的苦痛を被り，学校生活・社会生活に支障が生じたとして，体罰の判断が下される傾向にあります。最近では，言葉による精神的苦痛（言葉の暴力＝人権侵害となり，そのことが原因で登校拒否に発展するケースが多い。）を与えた場合にも，体罰と解されることがあります。

◎旧法務府「生徒に対する体罰禁止に関する教師の心得」昭和34. 8. 9

教育法で体罰禁止が規定されているが，最近児童生徒に対する体罰問題がやかましい折柄教師の児童懲戒権がどの程度まで認められるかについて宇都宮少年保護視察所で法務府当局と研究中であったが，二日当局から教師の心得として次の七ヶ条が明らかにされた。

(1) 用便に行かせなかつたり食事時間がすぎても教室に留め置くことは肉体的苦痛を伴うから体罰となり，学校教育法に違反する。

(2) 遅刻した生徒を教室に入れず，授業を受けさせないことは例え短時間でも義務教育では許されない。

(3) 授業時間中怠けたり，騒いだからといって生徒を教室外に出すことは許されない。教室内に立たせることは体罰にならない限り懲戒権内として認めてもよい。

- (4) 人の物を盗んだり、こわしたりした場合など、こらしめる意味で、体罰にならない程度に、放課後残しても差支えない
- (5) 盗みの場合などその生徒や証人を放課後尋問することはよいが自白や供述を強制してはならない。
- (6) 遅刻や怠けたことによって掃除当番などの回数を多くするのは差支えないが、不当な差別待遇や酷使はいけない。
- (7) 遅刻防止のための合同登校は構わないが軍事教練的色彩を帯びないように注意すること。

※ いかなる有形力の行使もそれが直ちに法令で禁止する体罰に該当するかどうかについては議論がないわけではありません。

◆一定限度の体罰の容認◆

小学校教員が児童に対して懲戒の手段としてある程度の力を加えることを得ずと為すのは、社会通念上妥当なる見解と謂うを得ざればなり。

昭和5. 11. 26 福岡地裁久留米市部判決

有形力の行使と見られる外形をもった行為は学校教育の懲戒行為としては一切許されないとすることは、本来学校教育の予想するところではない。

昭和56. 4. 1 東京高裁判決

※ だからといって体罰が肯定されるわけではなく、一方で、かなり厳しい解釈・態度がとられることもあります。特に最近では、子供の人権確立の観点から、人権上の問題として扱われる傾向が強くなってきています。(日弁連の取り組み)

殴打のような暴力行為は、例え教育上の必要があるとする懲戒行為としてでも違法性を阻却しない。

昭和30. 5. 16 大阪高裁判決

★ 学校教育では、懲戒手段として体罰を行うことは法律によって禁止されている。

3. 体罰を加えた教師には、刑事責任と民事責任が問われることがある。

※ 有形力の行使がすべて違法と認定されるわけではありませんが、教育の場においては、たとえ、児童・生徒を厳しく諫める必要があり、教育上何らかの懲戒を必要とする場面であったとしても、体罰は容認されるものではありません。暴力行為により、児童・生徒に傷害等を与えた場合、裁判までいって問われる教師の責任は、刑事上の責任と民事上の責任があります。

☆ 刑事上の責任	暴行罪 (刑法第208条)
	傷害罪 (刑法第204条)
☆ 民事上の責任	損害賠償 (傷害に対する治療費や慰謝料など)

※ 公立学校の場合、損害賠償については、公共団体（都・市）が直接責任を負うこととなりますが、体罰を加えた教師には、公務員として法令等に違反した場合に問われる行政上の責任が生じます。

☆ 行政上の責任	法令の遵守義務 (地公法32条)
	信用失墜行為の禁止 (地公法33条)
● 懲戒処分	違反の程度により一定の処分

(該当教師のほか、校長も監督・指導責任を問われることになる。)

※ 都教委を通し体罰禁止の指導は再三ありますが、実態としては体罰禁止が徹底されず、教育指導における体罰は一向に減りません。体罰を理由とした教職員への懲戒処分も極めて多く、このことは、教職員の管理・監督責任者である校長（補佐職である教頭）の監督責任のみならず、校長としての指導力を問われる問題でもあります。

一方、有形力の行使が、法律で禁じられている体罰に該当するかどうかは議論の分かれるところではありますが、管理職としては、体罰は法律で禁止されており、教育的にも絶対にあってはならないことであるという見解に立って教職員を指導することが大切になります。

(1) 体罰発生のメカニズムについては、しっかりとした管理職の見解を持ち、教職員指導に生かす。

(2) 自分が見解に立脚した視点から事例を分析し、その上で体罰が起こった要因を解明し、教職員指導に生かす。

4. 体罰が行われた場合の管理職の取るべき態度や指導方法

(1) 該当教師に対し 体罰を行うことのない学級・教科経営や生徒指導について指示・指導・助言する。

指導の方法・態度について具体的に指摘し、反省を求める。

体罰事故発生の経緯と、過去の指導事例について報告を求める。

(2) 児童・生徒、保護者に対し

謝罪を含む対応に配慮する。

- (3) 校長への報告 体罰事故報告書に基づき、報告書を作成する。
 教職員に対し 体罰について、全教師を指導・助言する機会とする。
- (5) 地教委への報告 地教委への報告の準備をする。
 地教委へ報告すると共に、各方面への対応に配慮する。
 必要に応じ、地教委の指示を受ける。

5. 体罰発生の背景

- (1) 基本的人権の尊重，個人の尊厳といった思想が十分根づいていない。
- (2) 体罰を指導方法の一つとして安易に容認する風潮が社会にも教育界にも根強く残っている。
- (3) 体罰という行為よりも「熱心さの余り」の方が高い評価を受ける土壌が学校にも保護者にもある。
- (4) 学校の規律が維持しにくくなったとき，力で指導する教師が頼もしがられる雰囲気学校にある。
- (5) 体罰が，懲戒権に該当するのかどうか教師の間に十分な理解が出来ていない。

※ (2) (3) (4) については，過去にそのような教育的土壌があったとしても，人権尊重教育の徹底，児童の権利に関する条約の批准からあってもはならないことであり，児童・生徒指導の未熟さを露呈し，教師としての適格性を問われることとなります。

学校教育法第11条 校長及び教員は，教育上必要があると認めるときは，監督庁の定めるところにより，学生，生徒及び児童に懲戒を加えることができる。ただし，体罰を加えることはできない。

- ・ 法的効果を伴う懲戒・・・退学，停学及び訓告・・・校長
- ・ 有形行為としての懲戒・・・叱責，起立，罰当番等・・・校長及び教員

※ 懲戒は，教育上の一環として，児童・生徒に加えられるものであり，いかなる場合にも，教育的観点から，高度な専門的判断と決断を必要とする行為であります。

即ち，懲戒に該当する児童・生徒の行為の程度とその行為に至った過程，心身の発達状況と本人の性格・言動等を正しく把握し，他の児童・生徒に与える影響等も考慮し，懲戒の内容と程度を判断しなければなりません。

しかし，与えた懲戒処分が社会通念上，或いは，一般社会の常識を著しく欠いたり，一方的な情報や偏った解釈等による事実に基づかない判断で行われた場合には，違法な懲戒処分となります。このようなケースでは，そのほとんどが人権侵害，名誉毀損となり，裁判に発展することを十分に心して教職員指導に当たりました。